

地域子ども・子育て支援事業一覧

	事業名	概要	区の事業
1	利用者支援	教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報集約や提供を行うとともに、子どもや保護者の相談に応じ、必要なサービスを利用できるよう情報提供・助言を身近な場所で行う	子ども総合相談窓口(区役所3階) 一部実施
			4すこやか福祉センター窓口 一部実施
2	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施 地域機能強化型では、利用者支援・地域支援機能を付加して機能強化	子育てひろば事業(児童館、保育園等で実施) 乳幼児親子支援活動助成 居場所づくりや一時預かりを実施する地域の育成団体への補助
			地域子ども家庭支援(4すこやか福祉センター) 相談、情報提供、利用申請、講座、子育てひろば
3	妊婦健診	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減	妊婦健康診査 都内共通受診票により実施 14回、償還払い(里帰り)も実施
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必用な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業	個別相談訪問 4すこやか福祉センター職員により実施
			養育支援ヘルパー 養育に支援を必要とする者に対し家事などの援助を行うヘルパーを派遣
	その他要支援児童、要保護児童等支援に資する事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関やネットワーク関係機関の専門性を強化する事業	子ども家庭支援センター(児童福祉司任用資格取得のための研修、要保護児童対策地域協議会研修、臨床心理士によるスーパーバイズなど)
		ネットワーク関係機関の連携強化	ケース管理システムによる情報共有(子ども家庭支援センターと各4すこやか福祉センター)
6	子育て短期支援事業	〈短期入所生活援助〉 保護者が身体上・精神上・環境上の理由で児童の養育が困難な場合に適切な施設で養育	子どもショートステイ 0～3歳未満児対象、1回の利用で6泊以内、年間50泊まで 3歳児～中学生対象、1回の利用で10泊以内、年間50泊まで
		〈夜間養護等事業〉 保護者が仕事等の理由で夜間、休日に児童の養育が困難な場合に適切な施設で預かる	トワイライトステイ 3歳児～小学校6年生対象、午後5時～10時 月5回まで 送迎(有料)あり
7	ファミリーサポートセンター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望するものとの相互援助活動に関する連絡・調整(子どもの預かり、送迎など)を実施	ファミリー・サポート事業 中野区社会福祉協議会に会員登録、相互援助活動調整等を委託、病児・緊急時の預かりなどの特別援助活動も実施
8	一時預かり	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所などで一時的に預かる(保育所型、地域密着型)	在宅家庭支援サービス(一時保育、短期特例保育) 専用室での実施 9園、他は保育定員の空き利用 生後57日～小学校就学前まで
9	延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	延長保育促進事業(民間保育所への補助)
			区立保育園延長保育
10	病児・病後児保育事業	病児、病後児を病院・保育所に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育する事業	病後児保育 病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合 生後6か月～小学校就学前 1回利用で原則7日間
11	放課後児童クラブ	共働き家庭などの概ね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室などで遊び、生活の場を与えて健全育成を図る	学童クラブ